

戸塚区連合町内会自治会連絡会5月定例会
議 題 説 明 書

総務課

議題名： とつか緊急時情報伝達システムへの登録及びテスト配信への御協力について

【内容】

昨年度から引き続き、とつか緊急時情報伝達システムの運用を継続します。
今年度、新たに自治会町内会長に就かれた方及び昨年度から引き続き自治会町内会長であり、未登録の方は、システムの登録について御協力をお願いします。
また、御登録いただいた方を対象としたテスト配信を、7月10日(金)19時00分頃を実施します。

【例年あげている議題か？】

昨年度も5月区連会でお願いました。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

各自治会町内会長あてに、依頼文及び「とつか緊急時情報伝達システム」登録用紙を送付いたします。登録を希望される方は、6月30日(火)までに、登録用紙に必要事項を記入のうえ、区役所総務課へ郵送、FAX、Eメールなどで御提出ください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 戸塚区総務課防災担当

担当者名 本田、松永

TEL. 866-8307 FAX. 881-0241

自治会町内会長 各位

戸塚区総務課長 飯田 晃

とつか緊急時情報伝達システムへの登録及びテスト配信への御協力について（依頼）

青葉の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、「災害に強いまちとつか」の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

戸塚区では、台風時等取るべく避難行動に必要な、避難勧告及び避難所の開設情報等を、地域のみなさまに一齐に電話（音声データ）及びメールで速やかにお伝えするため「とつか緊急時情報伝達システム」を平成 30 年 1 月から導入しています。

つきましては、各自治会町内会での情報伝達等に御活用いただきたいと考えておりますので、御登録の手続きをお願いいたします。

また、御登録された方にはテスト配信を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。

1 システム概要 ※詳細は別紙 1 のとおり

- (1) 避難勧告等の情報をあらかじめ登録された電話番号及びメールアドレスに一齐にお知らせするため、速やかに情報を受け取ることができます。
- (2) 電話でお知らせした際に応答がない場合は、自動的に再度お知らせします。（最大 3 回まで）

2 発信情報

- (1) 特別警報
- (2) 土砂災害警戒情報
- (3) 震度 5 強以上の地震
- (4) 避難勧告等避難情報
- (5) その他区で周知が必要であると判断した緊急性の高い情報

3 対象者

登録を希望する自治会・町内会長

4 登録用紙の提出

登録を希望される方は、6 月 30 日（火）までに、別紙 2 「登録用紙」に必要事項を記入のうえ、区役所総務課へ郵送、FAX、Eメールなどで御提出ください。

既に御登録いただいている自治会町内会で、会長の交代等により登録内容の変更が必要な場合も御提出ください。

5 登録者へのテスト配信

7月10日（金） 19時00分頃

※受信方法については別紙3「とつか緊急時情報伝達システムテスト配信のお知らせ」を御覧ください。

6 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報を御提供いただき登録いたします。

御提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む。）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

7 その他

7月1日～9日の間に更新作業を行います。それまでの間は現在の登録者に情報が発信されますので御了承ください。

担 当 戸塚区総務課防災担当 本田、松永
電 話 045-866-8307
F A X 045-881-0241
Eメール to-bousai@city.yokohama.jp

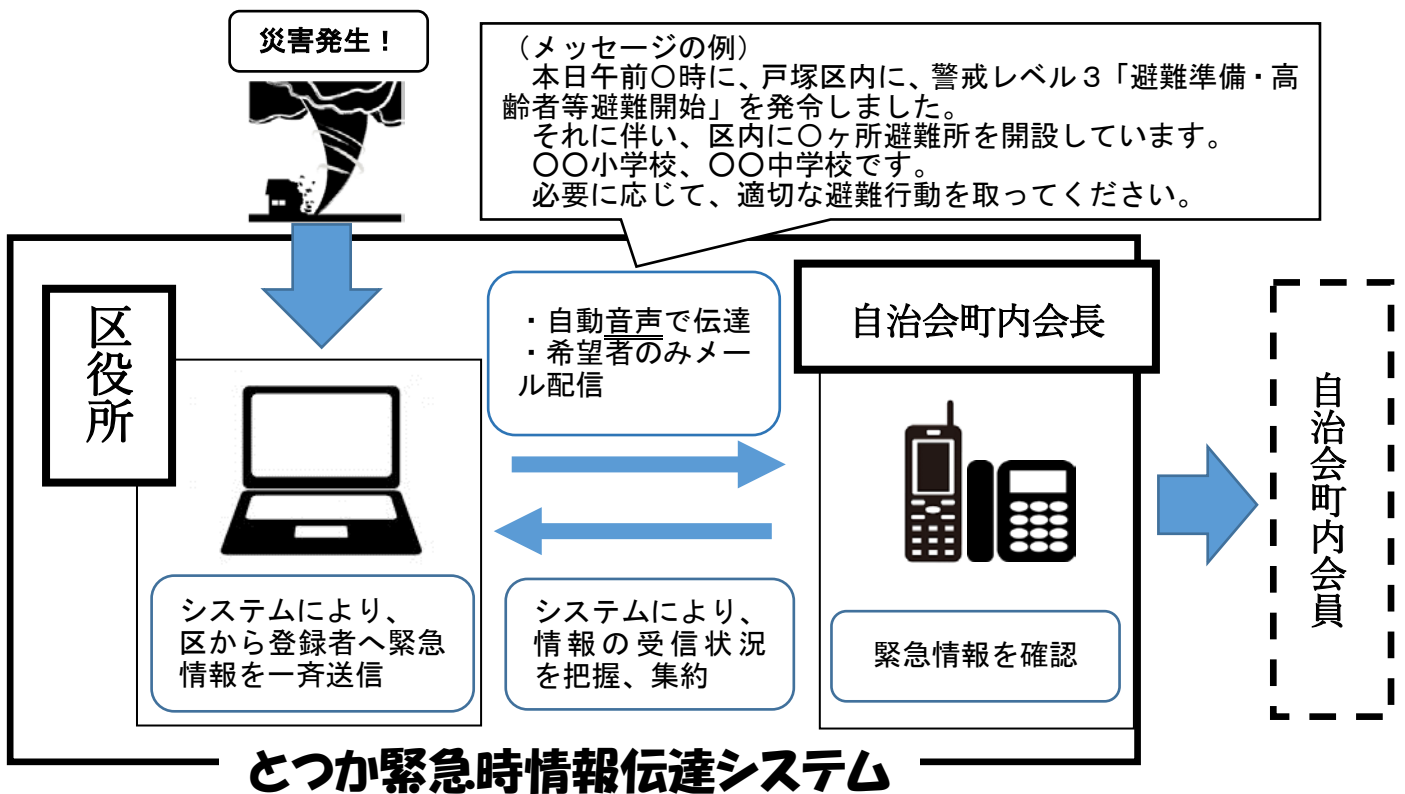
緊急情報を一斉に電話でお知らせします！！

とつか緊急時情報伝達システム

災害等に係る緊急情報（特別警報、土砂災害警戒情報、避難勧告等）をあらかじめ登録した**固定電話**や**携帯電話**に**音声で一斉**にお知らせするシステムです。

また、希望される場合は**メール配信**をいたします。

【情報活用の流れ】



【システム特徴】

特徴1 一斉伝達	避難勧告等の情報をあらかじめ登録された電話番号及びメールアドレスに一斉にお知らせするため、速やかに情報を受け取ることができます。
特徴2 一斉集約	電話でお知らせした際に受信者が応答したかどうか、把握することができ、応答がない場合は自動的に再度お知らせします。

【登録対象者は】

登録を希望する自治会・町内会長

問 戸塚区役所総務課防災担当 ☎ (866) 8307

とつか緊急時情報伝達システム 登録用紙

いずれかにチェックをお願いします

 新規登録 登録情報の変更 (会長名・電話番号・住所・メールアドレス追加)

自治会町内会名 (正確にご記入 ください。)	
会長名	
電話番号 (固定・携帯)	※固定電話、携帯電話のどちらか一つの記載をお願いいたします。
住所	戸塚区
メールアドレス <任意>	

※メールアドレスは、メール配信を希望される方のみ記入してください。

※既に御登録をいただいている方で、登録を削除したい場合は、担当までご連絡ください。

【提出先】 〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所総務課 (9階 91番窓口)

【担 当】 戸塚区総務課防災担当 本田、松永

電 話 045-866-8307

F A X 045-881-0241

Eメール to-bousai@city.yokohama.jp

【提出方法】 郵送、FAX、Eメール又は窓口への御持参をお願いします。

【提出期限】 令和2年6月30日(火)まで

システムに登録された皆様へ

とつか緊急時情報伝達システム テスト配信のお知らせ

【日時】

令和2年7月10日（金） 19時00分頃

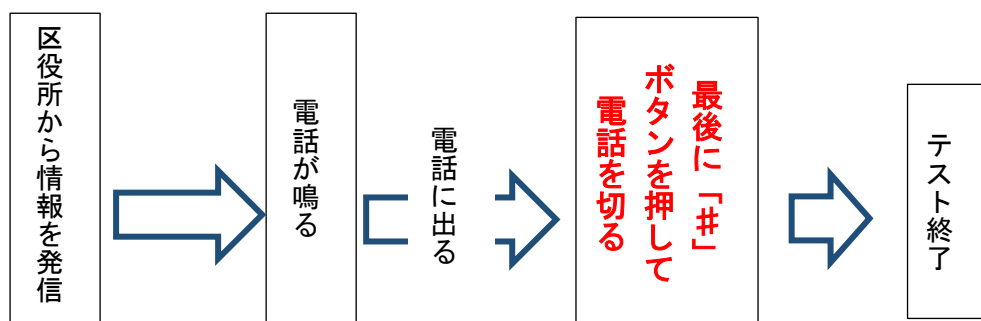
【対象者】

令和2年6月30日（火）までに登録用紙をご提出いただいた方

【訓練概要】

区役所から登録者に対し、システムを利用して一斉にテスト配信いたします。

【訓練の流れ】



【着信電話番号について】

0570-095-999から着信があります。区役所からの着信であることが分かるよう、番号の登録をおすすめします。（電話に出られない場合、最大3回着信があります）。

【メッセージの再確認について】

電話に出ることができず、内容を確認できなかった場合は、次の番号へのリダイヤルにより最新のメッセージを聞くことができます。（発信から24時間以内）

再確認専用ダイヤル

0800-805-1398

※通話料無料

【着信内容確認のフロー図】



電話に出る。(メッセージが流れます。)



(メッセージの例) 本日午前〇時に、戸塚区内に、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

それに伴い、区内に〇か所避難所を開設しています。

〇〇小学校、〇〇中学校です。

必要に応じて、適切な避難行動を取ってください。

内容をご確認いただけましたでしょうか。よろしければ#を。もう一度お聞きになる場合は1を押してください。




該当のダイヤルを押してください。

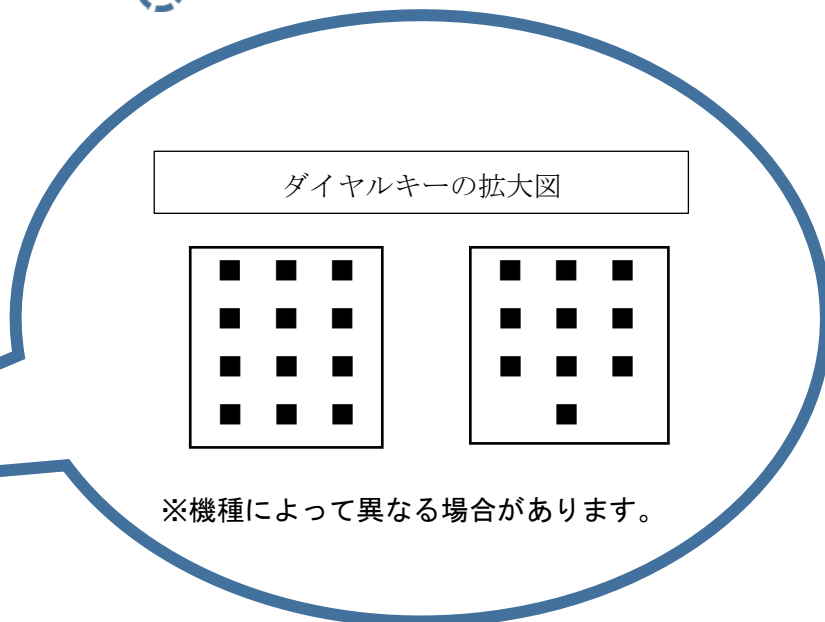
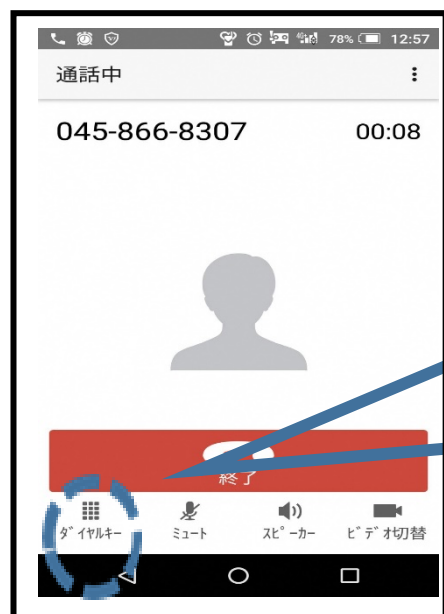
「#」ボタンを押すと通話終了です。

「#」ボタンを押さないと応答完了になりません。

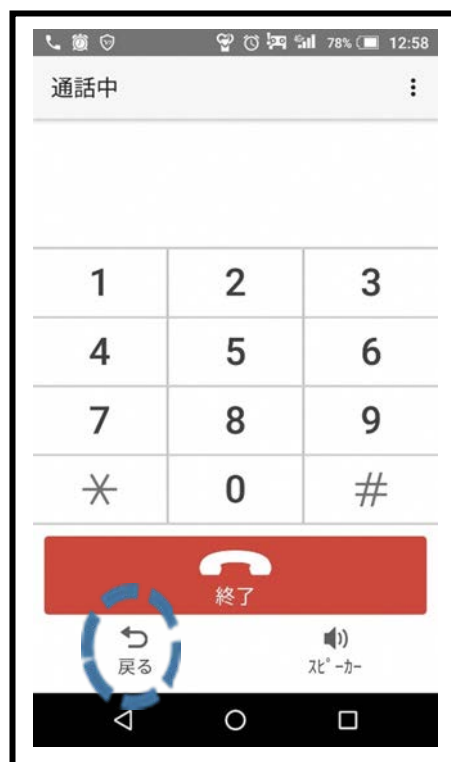
スマートフォンをご利用の方へ

スマートフォンのダイヤル画面の表示方法についてご案内します。

- (1) 機種によって異なりますが、通話中に  で囲んだ部分を押してください。



- (2) ダイヤル画面に切り替わりますので、音声に従って、ボタンを押してください。「戻る」を押すと元の画面に切り替わります。



とつか緊急時情報伝達システムに関するよくある質問

Q このシステム導入の目的は？

A 災害時の緊急情報の速やかな伝達です。地域での情報伝達の仕組みづくりや活用検討へのきっかけとしていただくためです。

Q 電話の応答や発信は料金が発生しますか？

A 料金は発生しません。

Q 電話に出られなかったらどうするの？

A 3回を上限として4～5分の間隔で着信があります。

再確認用ダイヤル（0800-805-1398）でメッセージを聞き直すことができます。※専用ダイヤルも無料

Q かかってきた番号にかけ直すことはできないのか？

A 発信専用の番号となっているため、折り返し電話を掛けることはできません。

Q 登録情報の変更・削除はどうすればよいか？

A 随時受付いたします。戸塚区役所総務課防災担当
（866-8307）までお問い合わせください。